

平成30年第8回筑紫野市農業委員会総会
議事録

平成30年8月7日 午後2時59分
筑紫野市役所第5会議室

1 開会日時及び場所 平成30年8月7日 午後2時59分
筑紫野市役所（第5会議室）

2 閉会日時 平成30年8月7日 午後4時00分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

井上ユキエ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、

井上裕一、岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、神崎光成、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、野美山義照、井上瞳、日永田美月、八尋一男、

八尋雄二、平山正美、柴田祥弘、岡島勝實、平山隆好

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

砥綿和廣

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 古田浩明

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主事 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第23号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第18号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第19号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第21号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について

農政

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

○議長：お暑いところ御苦勞でございます。きょうは非常に暑い中、大変だったと思いますが、一人ほどこよっと時間のずれがあるみたいでございますけれども、御案内のとおり全員おそろいでございますので、会議を進めさせていただきます。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第8回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名人の指名を行います。署名委員には、2番委員の野田委員、それから7番委員の井上委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従い審議をお願いします。既にお手元に配付しております議案書の目録の順序に従いまして、本日の会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初に、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第23号、議案書のとおり、農地の権利移動届出が3件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：では、読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか1筆。田2,970平米、畑664平米、合計3,634平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

2番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか1筆。田4,385平米、合計4,385平米。届出の事由、相続。あっせん希望の有無、あり。

こちらにつきましては、先月、あっせん希望の申し入れ書を先に皆さんにお配りしている分になります。現在、□□の□□推進委員と協議して、調整をしているところでございます。

続きまして、3番、届出者、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□ほか3筆。田1,560平米、畑1,348平米、合計2,908平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長：今、3件報告がありましたが、本件について質疑のある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終了します。

次に進めさせていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を御報告いたします。

報告第24号、議案書のとおり、農地の転用届出が2件ほどございます。事務局の説明を求めます。

○事務局：では、読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市大字筑紫7-6、株式会社SAKURA、代表取締役日高正人。届出

地の表示、筑紫47-13ほか38筆。田18,665平米、仮換地地積1万2,074.13平米、合計1万8,665平米。転用目的、宅地分譲。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年4月27日から平成31年3月31日まで。開発許可の要否、土地区画整理事業認可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年6月27日。

2番、届出者、筑紫野市紫7丁目7-5、筑紫野市東町土地区画整理組合、理事長帆足勝正。届出地の表示、二日市南4丁目1162-3ほか5筆。田9,072平米、仮換地地積2,585.15平米、合計9,072平米。転用目的、宅地造成、ごみ置き場。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年4月18日から平成31年3月31日まで。開発許可の要否、土地区画整理事業認可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年7月23日。

この2番につきましては、平成29年12月25日に区画整理の組合の設立の認可を受けた区画整理事業になっております。名称といたしましては、筑紫野市東町土地区画整理事業となっております。詳しい位置等は、別紙の図面をきょうお配りしておりますので、見ていただければと思います。場所は、日本たばこ産業、JTの北側になります。東側にはJR鹿児島本線が走っております。

こちらは全て市街化区域内の土地でありまして、1番の筑紫の土地区画整理みたいに、事前に農業委員会への意見照会などはございません。市街化区域の場合は、農業委員会への照会はもう必要ないということになっておりますけれども、一応、平成27年に、意見照会があつておりましたので、回答は出させていたでいております。今回初めて区画整理の関係の農地転用が出てまいりましたので、紹介をさせていただきます。今後もまだ出てまいると思いますので、また、報告をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長：本件について質疑等ございましたら御発言願ひます。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終了します。

次に進ませてもらひます。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第25号、議案書のとおり、農地の転用届出が2件ほどございます。事務局の説明を求めます。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、譲受人、東京都千代田区□□、□□、代表取締役□□。譲渡人、筑紫野市大字筑紫7-6、株式会社SAKURA、代表取締役日高正人。届出地の表示、筑紫60-2ほか38筆。田1万8,615平米、仮換地地積5,577.18平米、合計1万8,615平米。転用目的、宅地分譲。契約内容、売

買。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年4月27日から平成31年3月31日まで。開発許可の要否、土地区画整理事業認可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年6月27日。

この分の面積について説明させていただきます。田の面積は1万8,615平米となっております。仮換地地積が5,577.18平米と、仮換地地積のほうがかなり少ない面積になっておりますけれども、これは減歩という意味ではなくて、□□のほか38筆の一部につきまして、この届出の用地になるということで、かなり少ない数字になっております。□□のほか38筆の丸々の面積を転用するということではなくて、その一部ということで、これだけ仮換地地積は少なくなっているということになっております。

それでは、2番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□ほか1名。届出地の表示、筑紫36-3ほか1筆。田1,632平米、合計1,632平米。転用目的、資材置き場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年7月20日から平成30年8月31日まで。開発許可の要否、市整備要綱該当。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年7月2日。

以上です。

○議長：本件について質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終了します。

次に議案のほうに進めさせていただきます。

事務局、これ訂正しとかないといけないでしょう。今の……。

○事務局：済みません、今の報告第25号ですが、議案書のほうの報告番号が24号になっておりますので、25に訂正をお願いいたします。3ページでございます。

○議長：ありがとうございました。

次に進ませてもらいます。議案に入っております。

議案第18号、農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員の□□委員、説明をお願いいたします。

○委員：それでは、説明します。次のページに地図がついております。

筑紫野市□□、□□、7,859平米。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□ほか3筆。田4,778平米、畑577平米、合計5,355平米。異動の内容ですけれども、申請理由は相手方要望。贈与です。□□さんの子供さんです。この□□は長男で、長男に渡すということです。同居しております。

次のページに地図がございますけれども、斜線の部分で3カ所に分かれております。いずれも田んぼです。

報告終わります。

ちょうどイオンの南側。右上がJRの鹿児島本線です。斜めにずっと山口川が走っておりまして、その北側がイオンです。

○議長：よろしいですか。ありがとうございました。

事務局で何か補足することがあったら。

○事務局：申請の理由につきましては、今、□□委員が説明されたとおりで、生前贈与ということになっております。農地法3条の各項目についての要件を確認したいと思います。

耕作状況につきましては、こちらに記載のとおり、7,859平米、水稻を4,938平米、野菜2,921平米を耕作しております。

農機具につきましては、トラクターと田植え機を所有ということでございます。

労働力は、譲受人の□□さん、譲渡人のお父さんの□□さん、ほかに母と姉となっております。農業経験につきましては、□□さんが11年、□□さんが40年となっております。

地域の調和要件であります。申請地につきましては、引き続き米の作付を行う予定でありまして、周囲に支障が生じるようなことはないということでございます。

従事の日数なんです。□□さんが60日、□□さんが150日となっております。

以上です。

○議長：説明が終わりました。本件に対して質疑あるいは質問等がございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進みます。

議案第19号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

まず、1番について、地区担当委員の□□委員、御説明をお願いいたします。

○委員：議案第19号について説明をいたします。読み上げて説明をいたします。

申請者、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□ほか1筆。田が1,448平米になっています。申請内容、転用目的は貸駐車場。工事期間は、平成30年9月15日から平成30年の10月14日までとなっています。審議事項の内容ですが、農地の区分は第三種農地ということになっております。

資金の内訳は自己100%で行うということです。開発許可は、市整備要綱該当。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域は市街化調整区域内ということです。

位置関係は次のページに載っております。

中央を左から斜め上に通っておりますのが□□本線ですね、それからその下の、下から上に抜けている道路が□□号線です。下のほうが□□駅、上のほうに行きますと□□というような位置状況です。真ん中の部分に斜線が引いてあるのが該当地でございます。一九ラーメンの斜め前に位置しております。

これに関しまして、7月21日に、□□委員さんは仕事でしたので、私個人で現地を確認しております。この場所は、ちょっとはっきりはわかりませんが、相当前から転用がなされていた土地でございます。周りは自然整備で乱れすきといたしますか、かなり頑丈につくられた壁があるところ です。

今回は駐車場ということで、大型トラックの駐車場ということで申請がっております。□□委員さんとちょっと相談したんですが、現況的にですね、相当数なっている、それから水利委員さんの承諾というか、隣地の方の条件であるということで、仕方がないんじゃないかなというのが二人の結論でございます。

ただ、私個人的に懸念するのが2点ございます。先ほども言いましたように、長年、無断転用がされて、今回駐車場という形で転用が申請されている。以前もあつたかと思いますが、仕方がないだろうということになっているというのが1点です。もう1点は、この奥にもう1筆ございます。縦ですね、3平米ぐらいかな。そこは若干今よりも高く盛土をして、現実的には整備された畑ということで利用されてございます。その部分はまだ転用はなされないままであるというのが2点目でございます。以上、2点につきまして、私個人の懸念として皆さんに報告いたします。

確認につきましては、当日、確認書には署名捺印をしております。

以上です。

○議長：ありがとうございました。

事務局で補足することがあつたら説明してください。

○事務局：申請理由につきましては、今、□□委員が説明されたとおり、聞きとりによりましたら、平成16年ぐらいから盛土して、現在のような駐車場として利用しているということでございます。このたび、大型トラックの駐車場としても貸し出すということで、いわゆる無断転用であったものを正式に転用申請をするということになっております。

農地区分につきましては、前面の道路に水道、下水道管が埋設してありまして、500メートル以内に歯科医院と筑紫野市立の下見保育所が存在することから、第三種農地となっております。水利承諾書については、無条件で添付してあります。

また、先ほどから説明しておりますとおり、無断転用ということでございまして、始末書のほうも添付しております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑あるいは御意見がある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、これより採決を行いたいと思います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することについて御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。

議案第20号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

まず、1番について、地区担当委員の□□委員、お願いいたします。

○委員：説明いたします。

譲受人は譲渡人の娘さんです。

現場の田んぼは、1枚めくってもらったら、ちょうど真ん中あたりに斜線が入っております。そこなんですけれども、その右下、□□線、これから大体100メートルぐらいのところですね。□□のところから大体100メートルぐらいです。

これは、娘さんにお母さんのほうから贈与ということになっております。水関係などは、田んぼの一番上ですので、下に迷惑かけることはないと思います。

お母さんから娘に贈与ですので、ほかに何もありません。見に行ったところ、よその田んぼに迷惑かけるようなことはありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長：何か事務局、補足することがあったらお願いします。

○事務局：申請の理由につきましては、今、譲受人の□□さんがアパートにて暮らしているということで、家財道具がふえたりして手狭になったために、お母さんが所有する農地に住宅建築を計画したというところになっております。

農地区分につきましては、前面の道路に水道、下水道管が埋設しておりまして、500メートル以内に歯科医院と済生会病院が存在する第三種農地となっております。

水利承諾書は無条件で添付してあります。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑あるいは御意見等ございましたら御発言願

ます。

(なし)

○議長：ないようでございますので、これより採決に移ります。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することにいたします。

次に進ませてまいります。10ページですね。かねてからのなんです。

議案第21号、「農地等の利用の最適化推進に関する指針」の決定について関する件を議題といたします。

まず、事務局のほうから過去の経緯を含めまして、簡単に説明してください。

○事務局：それでは、説明をさせていただきます。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、農業委員会等に関する法律第7条により、この指針を定めるように努めなければならないと規定されているところでございます。それで、昨年より推進委員を中心に協議をしていただいております。ことしになってからは素案として上げて、全体で検討いただいております。本日このように議案として上げておりますので、審議して決定していただくというような事務処理でお願いしたいと思っております。

では、11ページをめくっていただきたいと思っております。抜粋して説明させていただきたいと思っております。全体の指針の構成につきましては、全国農業会議所が示した例を基本として作成しております。

11ページの第1、基本的な考え方になります。この指針を作成する上で、昨年から推進委員の方と協議している中で、中山間地における農地の遊休農地化や担い手不足に対する懸念の意見が多く出ておりました。そういったことを踏まえて、11ページの2段目にそういったところを少し記載させていただいております。その部分、読ませていただきます。

「当市においては、平地と中山間の農地が混在しており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが認められている。特に中山間地域では、遊休農地の発生及び担い手の不足が懸念されていることから、その対策に重点的に取り組んでいく必要がある。一方、平地では担い手への農地利用の集積・集約化や法人化が進んでいるが、さらに効率的な農業経営を目指すため、農地中間管理事業の活用もあわせて推進する」ということで、この考え方に記載させていただいております。

続きまして、12ページの数値につきましては、全体協議の中で何回か説明させていただいてお

りますけれども、また改めて簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、遊休農地の解消目標になりますけれども、現状、管内の農地面積908ヘクタールあります。それが1年後に822ヘクタールということで、これはお話ししておりますとおり、非農地判断ということで、農地として登録されている分がもう山林化していたり、そういった分につきましては管理する農地から外そうという取り組みを進めてまいりたいと。その結果、約80ヘクタールぐらいの農地が減少するというので、まず、土台となる農地面積がこのようになることを予定しております。あわせて遊休農地面積のほうも1年後には43.01ヘクタールと、現状に比べて33ヘクタールほどふえることを見込んでおります。

それが、5年後、最後の欄の目標というところになりますけれども、最終的には、遊休農地の割合を7.83ヘクタール、全体の1%程度に解消していこうという目標で取り組んでまいりたいと考えております。

非農地判断につきましては、12ページの一番下の③に、守るべき農地を明確化するというので、記載させていただいております。

続きまして、13ページの担い手への農地利用集積目標です。こちらにつきましても、現状908ヘクタールの管内の農地面積が、同じように非農地判断をした結果、3年後の管内農地面積818ヘクタールというところで、これを土台といたしまして、平成36年3月の目標といたしまして、430ヘクタールの集積を目指して、集積場率は52.96%を目標としております。この430ヘクタールという集積面積につきましては、農用地、農振農用地の補助整備が済んだ農地相当面積を集積しようということで、この430ヘクタールという面積を上げさせていただいております。

続きまして、14ページです。一番上の「参考」で担い手の育成・確保というところでございます。真ん中ほどの認定農業者、現状は69経営体となっております。3年後が75経営体、最終的な目標としては75経営体ということになっております。

認定農業者につきましては、ほぼもう上限に行っているところではないかということで、増減を繰り返して、最終的な目標としては75経営体を目指したいというところでございます。

それと、認定新規就農者につきましては、新規に就農する者で、国の補助金を受けながら農業経営をする方になります。現在は5経営体になっていまして、こちらの認定が大体5年間ということになっておりますので、5年たったら認定から外れますので、その減った分とまた新たに認定を受けた分、そういったものの増減を加味しながら、大体3年後は1経営体で、最終的な目標としても2経営体、合計7経営体というところで目標にしたいと考えております。

3番、新規参入の促進について。こちらにつきましても、認定新規就農者の数を基本としまして、この認定新規就農者というのは、45歳未満の方が対象となっておりますので、45歳以上の方の就農を加えて、現状が6人、3年後の目標が8人、最終的な目標が10人とさせていただいてお

ります。

法人につきましても、3年後は1法人、最終的な目標といたしましては2法人にふえるということ、目標を設定したいと考えております。

簡単ですが、説明は以上になります。

○議長：ありがとうございます。かねてから農地利用の最適化の推進をしていく場合の基本的な考え方を踏まえまして、いろいろ御検討していただいています。事務局が大変だったと思いますけれども、今、示された案については、既に数回皆さん方にも紹介をしているようでございますし、また、今後、御案内のとおり、国の施策では、農業者は、最近10ヘクタールも5ヘクタールまでいいとか何とか、補助金出してその中の整備をすとか、国と県と行政が出すということで、集約化もしていくんだということを最近新聞でもちらっと見て、事務局とも協議をしたんですが、そういうことも状況において若干変わってくると思います。そのときは、御案内していただきましたような目標以上に進むかもしれないし、逆に農家の所有者の方が、もっと待っていたらもっとやってくれるんじゃないかということで遅くなるかもしれない。こればかりは状況の問題でございまして、私どもが見る限りにおいては、その場しのぎ的な行政、農業政策が進められているんじゃないかなという危惧をしております。

そういうものはそういうものとして現況に合わせて、方針を決めていただいたものに従いまして筑紫野市は推進していくと。御案内のとおり、内容も非常にきちっとした、1年、1年とかではなくて、3年という形でつくっていただいておりますので、毎日の中で動きを見ながら、また必要なものは途中で方針を変えていくこともありましようし、あるいはさらに強化することもありましようし、これは事務局の方針として、またそれを農業委員会がしっかり支えて、筑紫野市の農政を進めていくということになろうかと思っております。

本件について、何か新しい、こういう意見も入れたらいいんじゃないかということがございましたら御発言願います。ないようであれば、皆さんの承認をいただいて、この原案をもとに、筑紫野市の農政をこの指針に従いまして進めてまいりたいと思っておりますので、この方について御意見がございましたら御発言願います。

早くから事務局のほうで案として提示していただいておりますので、既に皆さん十分御理解してあろうかと思っております。現状を踏まえてもう検討されていると思っておりますので、このあたりでこの指針に基づいて、皆様方の御意見で認めていただいて、この指針に基づいて進めていきたいと思いますが、そういうことで、今から採決をとってよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○推進委員：12ページの(2)の①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施についてで、利用状況調査は農業委員と推進委員の担当区域による調査、それから、利用意向調査については協

議・検討し、調査の徹底を図るということになっているんですけど、聞きたいのは、一番下に「○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農地情報公開システムに反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る」という書き方をされているんですけど、実際に、システムの中に入れ込むような内容になっているのかどうかということと、これを一般公開することになると、かなり正確性というか、余り生半可なものを出せないと思うんですけど、その辺がちょっとグレーゾーンだから、これでもってどういうふうにしようとしているのかがよく見えないので、事務局がわかる範囲内でちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長：大体、現在の段階で……。

○事務局：農地情報公開システムというのが、インターネットよりまだセキュリティーが強いL-GWANというもので職場から全国のシステムのほうに入力ができるというシステムになっておりまして、それをもとに、全国農地ナビという誰でも見れるインターネットのサイトがあるんですが、入力した結果が全国農地ナビに反映されるということになっております。この意向調査でいえば、この農地を貸したいとか、中間管理機構のほうに貸したいとか、一般の方に貸したいとか、そういった本人の希望が入力されるような形になって、それが公開されることになっております。

だから、皆さん、この全国農地ナビを見ていただければわかるんですけども、そういった意向によって振り分けるといふか、検索できたりもします。だから、確かに□□委員が言われるように、きちっとした調査と意向もきちんと調べないと、一般に公開されるものでありますので、そこら辺は確かに慎重にしていかなければいけないかなと思っております。

○推進委員：何でこういうこと言うかということ、耕作放棄地で、今回新聞に載ったら、私もそういうことでしてもらいたいという意向を、直接、農業委員会に投げかけるような人が出てきたりするんです。意向調査がびしゃつとしていけば一般に公開できるけど、そのキャッチボールの仕方がよくわからないといふか、どこが窓口になって、どういう対応して……。農地を守るという観点からすると、どこが起点になって、照会したりという部分がちょっとぼやけているので、農業委員と推進委員の役割の中の一つになるならば、びしゃつとした利用の意向調査が、貸して利用していただきたいとか、売りたいとかいう部分の話をどこまでつかんで、情報の中に入れ込むのかという手順が私としてはよくわからないものですから。

言葉的にはびしゃつと書いてあるけど、何もこれは反映されないようなものであれば、今度、我々が調査するじゃないですか、最終的なクロージング、どこまでそれをここに反映させるのかなというのがちょっとわからなかったものですから。ことしはするんでしょうか、しないんですかみたいところです、基本的に言うと。30年度にこれに手がけたようなことをするのか、もう31年度以降になるのか。

○事務局：後で説明しますが、また1枚紙で配らせてもらった分で、この調査計画ということで、ことしもやらせていただきます。この利用意向調査は、文書で画一的に一齐に送っているような感じになっておまして、それも返ってきたり返ってこなかったりというところがあります。御笠地区でいえば、一緒に回った中で、□□委員のほうから、この土地はいいね、地区で借りたいねという話がありましたので、そういったことを個別に当たったりもすることはできまして、委員が戸別訪問して、どういう意向なのかということを探ねてもらいたいかなと思います。

確かに画一的な文書では余りコミュニケーションはとれないということで、なかなか解消にはつながらないところもあるかと思っておりますので、その辺ももうちょっと考えながら、条件がいい土地とかがあれば、個別に当たったりするのも一つの方法かなとは思っています。あとは委員のほうでどのようにしていくかを考えていただくというところかと思っております。

○議長：大体、どうですか。

多少、おっしゃるように私もその辺は思いましたけれども、公開をしていくよというのは、利用状況も公開する、それから、意向調査もある程度、プライバシーに関することも公開していくことによって、集約化など、経済性を高めた農業を推進するという政府の基本方針がありますので、それを推進するためにも、こういうものを早く公開することによって、今、心配をされている面もありますけれども、そういう意向がどんどん出てきてほしいなというのが、この公開する裏には隠れているなど。

しかしながら、実際、市の行政もどこでもそうですが、当局がこういう各市町村の農政を進めるわけですから、そういうものを順を踏まえながら、行政とタイアップして、できる範囲において向かっていく。行政としましても、御案内のとおり、国の方針がそうやって出されてやっていく場合に、そういうものを踏まえてやっていけば、国の助成金なりも必ず付随してまいりますので、その辺は行政としても、各市町村も含めまして、一番最先端の市町村、我々も含めまして、各農業委員も進めやすくなるのではないかなと。そういう点は、ある程度、そういうものがどんどん進んでいく過程の中で、3年ぐらい様子を見ていきますから、その辺を踏まえて進めていけば、ある程度、具体的なものが出てきて推進されていくんじゃないかなと。もちろん、農政を今までの農業委員会主導じゃなくて行政の事務として推進するということが、今度、法律で変わっておりますので、そういう意味では、こういうもう一つの形として表に出していこうというのがこの趣旨であろうと思っております。

ほかに。どうぞ。

○推進委員：これを見るとぼんやりはわかるんですけど、いつ、誰が、どのようにするのかというのが書いてないから、はっきりわからないんじゃないかなと思うんですよ。だから、農地パト

ロール後に農業委員及び適正委員が、所定のフォームを持ち主から入手して、事務局へ渡すとか、何かそれがあればまだ具体的にわかるんでしょうけど、これは誰がするんですかと言われたときに、これだけじゃちょっとわからないような気がするんですが。それはそれで、ないならいいよということだったらいいですけど、これを読んで具体的に動かないといけないのだったら、やっぱりそういうことを文章として入れないと、新しい人が読んだときにわからないんじゃないかと思いますけどね。

○事務局：その辺の中段のところは、12ページの真ん中ぐらい、それぞれの調査時期については、農地法の運用については云々かんぬんと。局長連名通知というのが書いてあります。こういうところに、スケジュールなり、具体的な、こういうふうにやってくださいねということがる書かれてあるわけです。

そこを要約して、こういう通知に基づいてやりますよということで、今、□□委員が言われたところはこれに書いてあるんで、委員になられた方は、推進委員になられている方に、基本的にいうと大体8月に利用状況調査をしますよ、そして意向調査した結果に基づいて台帳に入れていきます、そうすると農地ナビというのに反映されて、例えば、ここはちょっとつくりの度合いが低くなっています、この持ち主さんは誰かに貸したいんですよとか、自分でもう一回やりませんか、農地中間管理機構を使いたいんですよとか、返ってきた結果を載せて、ほかの農地を探している方がこういう情報を見ていけるというふうになっていますので、利用状況調査もしかり、意向調査も毎年やる中での積み重ねということで、情報量が精度的に上がっていくと。そこをもとに、誰々さん、ここら辺こういうふうに残っているからつくってもらえないですかとかいう話をより具体的に進めていこうねとかいうのは、まだ後の話になるのかなと思います。

○推進委員：なるほど。これはこれですくっついて、細則のようなもので具体的な内容をつくらと。

○事務局：内容については、まず去年から利用状況調査を全面的にやって、ことしももう一回、後から説明しますが、その精度を高めていきましょう、で、調査内容をもっと広くやっていきましょう、で、積み重ねていったところで、先ほども議案の中でちょっと出ましたけど、あっせんのところとか、そういったところをさらにもう一段階上に行くのにはどうしたらいいのかとかいうことを、またその時点において判断しながら進めていきたいなと思っています。

○推進委員：済みません、ちょっとくどいですけど、一つだけ言いたかったのは、新規就農者とか、本当にやろうとしている人が見てすぐわかるような、公平性というか、情報をわかる範囲内で、ここあいているな、ここで農業やりたいなという情報提供をするのが大きな役割だと思うんですよ。

だから、いろいろ難しいことはどうでもいいんですけど、調査をした結果がちゃんと反映され

て、一般の人が見てもわかるような状況にしておくことがちょっと見えなかったので、調査したら調査で終わっているなど。調査したらそれを一般公開して、したい人が見てもすぐわかるような状況にしておかないと、調査をした意味がないではないかということになるので。特に新規就農者が、筑紫野市で自分は農業をしたいけど、どこでしたいっていう部分がわからないと言うんですよ。だから、その辺を、本当にやる気のある人がわかるような状況にしてもらいたいということが自分の本音の部分なんで。

だから、調査が調査で終わることはもう何回も繰り返しているんで、ここがあいているからここでやりましょうみたいなことが今できないんですね、筑紫野市は。例えば5,000平米はないといけないとか、いろいろあるので、それだけではクリアできない問題もあるかもしれないけども、やっぱり情報として、農業をやりたいという人ができるような状況にしてあげる、一遍にはできないかもしれないので、ちゃんとその辺の……。

○事務局：それを積み重ねていっている状況ですね。だから、階段でいえば、まだ1段目、2段目なんです。うちの状況。

○推進委員：かなり遅れている……。

○事務局：いや、全国的にいってもほとんどそういう状況です。農地ナビというのが、そういうふうに情報を誰でも見れるようにやっていきましょうねというのを全国的に構築していただいて、どれだけ精度を高めていけるかというのが私たちの仕事。それで委員さんたちの活動の中身にこれから寄っていくんだろうと思っています。そこは積み重ねていかないと、今、言われたとおり、ぱっとここまで、上の段階にいきなり上がれないのかなとは思っています。

○推進委員：糸島までのことは言わないですけど、糸島があれば新規就農者が来たり、朝倉の状況とか見ると、すごい加速度的にやっているんで、筑紫野市も負けられないぐらいの状況でやってもらいたいなど。

○事務局：うちと糸島、朝倉は、はっきり言えますけど状況が全然違います。違う中で同じようにやれというとなかなかそれは難しいと思います。現実的に言うと。地域が、特性が全く違うんですよね。

○推進委員：だからこそ、やっぱり少しでも努力してそういう状況ができるように、公開ナビとか……。

○事務局：そこを今、一歩ずつですけど、積み重ねていかせてくださいと言っているわけですね。だから、そこを積み重ねていかないとなかなかそこに到達しないよということですね。

○推進委員：気持ちはわかってもらえると思うので、ぜひ、調査だけで終わらないで、確実に一歩ずつ進めていってもらいたいというところですよ。そこだけ。やっぱり目に見えるものじゃないと、今、みんな納得しないじゃないですか。

○事務局：その積み重ねというところが、結局、私たちの仕事と皆さん方の活動にかかっているわけですよね、そこは。

○推進委員：というところです。切に要望しておきます。

○議長：事務局が御説明しましたように、今後、行政という立場も踏まえまして、それに農業委員会が協力していくという形で、推進されると思いますので。

ほかに何かこういうところというのは……。方針の問題ですから、細かい点はなかなか詰めにくいと思いますけれども、何かございましたら。

ないようであれば、これで採決をして、この方針で進めていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうかね。

(なし)

○議長：採決をとらせていただきます。

議案第21号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定に関する件を議題といたします。

今、事務局のほうから説明をいただきました。本件について、若干の具体性を含めて、将来性も考えられて御意見等ございましたが、そういうものを踏まえまして、皆さんの賛同を得たいと思います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：どうもありがとうございました。お疲れでございました。

本案を原案のとおり可決することに御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進めさせていただきます。

最後になるようでございますが、農政議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：農政議案第10号について説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転になります。

16ページをごらんください。読み上げて説明いたします。

所有権移転を受ける者、□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号。所在地、阿志岐。地番□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積は合計で8,664平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田。所有権移転の時期、対価の支払い時期、引き渡しの時期については、いずれも

平成30年8月24日となっております。今回、合計で5筆、8,664平米の案件となっております。

本件につきましては、6月の定例会にて御審議いただいているところですが、今回、推進機構が当該農地についてあっせんを行い、担い手に集約するものになります。

説明は以上になります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長：今、説明ありましたが、本件に対する質疑あるいは御質問等ございましたら御発言願ひます。

(なし)

○議長：ないようでございますので、お諮りをしたいと思います。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することに決しました。

以上でございます。

きょうは、極めて重要な、筑紫野市の農政の基本方針を決めていただいたわけで、これもう何十年ぶりだろうと思うんですが、今後これに基づいて、筑紫野市の農政が進められると思いますので、記念すべき日であったということは、農業にかかわっている方、あるいはそういう関係の方は後でしみじみと理解されると思います。

本日の議案は予定どおり終了いたしましたので、これで定例会を閉めさせていただきます。

以上をもちまして、平成30年第8回筑紫野市農業委員会定例会を閉会といたします。